

# 1年単位の変形労働時間制に賛成ですか？

休日まとめ取りが可能になり教師という仕事の魅力向上につながる？

**いいえ、つながりません！！**

学期はじめなどの特に忙しい時期を繁忙期とし、9時間まで勤務を命じることができるようになります。勤務時間が長くなり、今よりもっと大変になります。業務を見直し、勤務時間内に仕事が終わるようにすべきです。

学校は、スキー場や海の家のように、閑散期に業務がなく休みが取れる状況にありません。休日のまとめ取りどころか、年休や自己研修、健康診断後の精密検査の時え取れていないのが現状です。



「育児や介護を行う者等に配慮する」＝個人で選択できる？

**できません！！**



導入については、「学校ごとに」「校長が判断する」とされています。その際に、個々の事情については、丁寧に聞き取るようにとされていますが、個人で適用するかどうか希望して選べるものではありません。仮に導入され、配慮がきちんとされた場合でも、校内で人によって勤務時間が違うことになり、計画・報告・調整がとても煩雑になることが考えられます。職場の分断につながりかねません。



どうせ早く帰れないなら、ちょっとでも休みをもらえる方がいい？

**もらえません！！**



残業時間が年320時間、月42時間に収まらなければ制度が適用できません。つまり、慢性的に時間外業務が多い人は適用除外なのです。また、勤務時間のしぼりがきつくなり、予め勤務日を定めておく必要があるため、部活動の引率等に支障をきたすことが懸念されます。



## #せんせいふやそう

私たち山口県教職員組合は1年単位の変形労働時間制の導入に反対しています。多忙化解消には教職員の大幅増が必要です。休日勤務や休憩時間、持ち帰り仕事も含めて、勤務時間を適切に記録しましょう。過少申告、虚偽報告は禁物です。現場の教職員の声を集め、教育委員会へ届けていきましょう。

**あなたも県教組へ！！**